

# 事務所便り

平成28年12月号  
平成28年12月20日

鎌田公認会計士事務所  
税理士法人 鎌田総合事務所  
公認会計士 鎌田直善  
税理士 鎌田ふくみ

12月に入り、雪が降ったり、解けたりを繰り返していますが、この頃、降るときはびっくりするくらい降り、そして積もります。ホワイトクリスマスになるのでしょうか。

## ご挨拶

公認会計士 鎌田 直善

本年も残すところ、あと僅かとなりました。

年初に、業務の充実を目指して、税務部門を法人化いたしました。従前同様、変わらずご支援いただき、深く感謝しております。

携わる業務のすべてにおいて、皆様のお役に立てるよう、研鑽して参りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

## 年末にあたって

税理士 鎌田 ふくみ

「函館の人気度は最高、幸福度は最低」、新聞記事の見出しです。

民間の二つの調査機関が正反対の評価を発表したことを受け、市議会で問題提起した議員がいたそうです。地元の新聞が大きく取り上げていました。曰く、1,000市区町村対象の魅力度アンケートでは、最高位である一方、42中核市の中での自殺者数、生活保護受給率、大学進学率などから総合評価して幸福度は最下位だと、センセーショナルに扱っていました。

実感としては、どっちもどっちというか、そうですか、本当に？というところです。

函館観光は、正直、一日で大体できてしまう規模ですし、その分、30分もあれば、日常の用を足す程度の目的地には行けるので、そんなに住みにくくもないと思っています。

上記の議会問答で、市側は「市民の幸福感は主観的なもの。市民が感じる幸福度とは異なる」と答弁したと記事にはありますが、その通りなら、苦しい答弁だと思います。

主観的と言い切っちゃったら先がありませんから、ほかに言いよう、考えよう、はないものかと思うのです。聞くほうも、答えるほうも大変ではありましようが。

翻って、私どもの事務所は、お客様にとってどのようなものだろうと考えます。良きものでありたいと願って、日々努めていると自負していますが、ここは良い、ここはこうして欲しいなど、ご意見、ご希望がありましたら、いつでもお聞かせください。主観的、と切り捨てないよう、考え、考え、やって行きたいと思います。

本年はありがとうございました。来年もよろしく願いいたします。

## 支払調書へのマイナンバー記載について

スタッフ 安藤 光徳

マイナンバー制度の導入により、平成28年1月1日以降の金銭等の支払に係る法定調書を税務署に提出する場合には、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載が必要になりました。（法人番号は、国税庁法人番号検索サイトで閲覧可能です）

法定調書の主なものには「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」などがあり、28年分の法定調書の提出期限は29年1月31日となっています。

法定調書の作成事務において、給与所得の源泉徴収票は年末調整の時に従業員の方からマイナンバーの提供を受けますので、滞りなく収集できると思います。税理士、社会保険労務士等の報酬の支払調書や個人の方に支払った不動産の使用料等の支払調書は、支払側からマイナンバーの提供依頼をし、収集することが必要です。

法定調書の種類	区分	提出範囲
報酬、料金、契約金 及び賞金の支払調書	外交員、集金人等の報酬	同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
	税理士、社会保険労務士等の報酬	同一人に対するその年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの
	講演等を行う講師の報酬	
不動産の使用料等の 支払調書	※法人に支払う分については権利金・更新料等のみの提出となります	同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるもの

上記の支払調書を作成する件数が多い場合には、早めにマイナンバーの収集をしておくことをお勧めします。マイナンバーの提供依頼の書面について、ご不明な点がございましたら、ご相談ください。書面のひな型をご用意することも可能です。

## 営業時間等のお知らせ

本年は12月28日を、業務終了日とし、新年は1月4日業務開始といたしますので、よろしく願い申し上げます。

その他の期間は、土・日・祝日が定休日です。12月からの通常の営業時間は、9時から18時までとなっております。

年末調整等、忙しい時期になってまいりましたので、職員一同、残業がちになっております。資料のご提供等につきまして、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

☆ バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。